


# 地産地消の推進について



令和6年3月

農林水産省



(六次産業化・地産地消法 第25条)

○国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。)

○地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

## 基本理念

- 生産者と消費者との結びつきの強化
- 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
- 消費者の豊かな食生活の実現
- 食育との一体的な推進
- 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- 食料自給率の向上への寄与
- 環境への負荷の低減への寄与
- 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

## 取組の具体例



学校給食や社員食堂での  
地場産農林水産物の利用



地場産農林水産物を活用  
した加工品の開発



直売所での地場産農林水  
産物の直接販売



地域の消費者との  
交流・体験活動

# 地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用推進(学校給食)

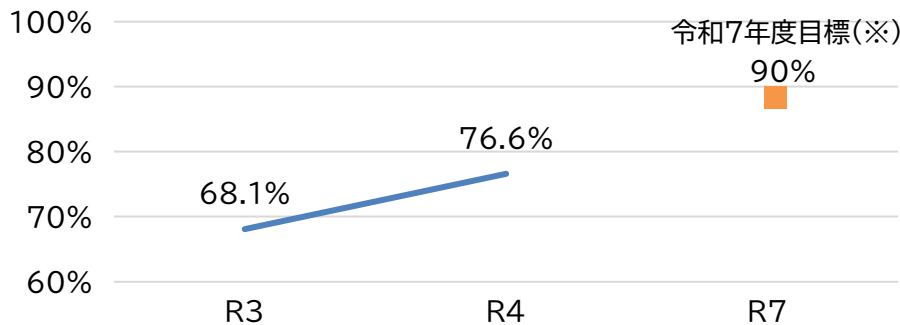
- 学校給食における国産食材及び地場産物の使用状況は令和4年度で国産食材が89.2%、地場産物が56.5%。
- 地場産物の学校給食への利用を促進していくため、給食現場と生産現場との間の意見を調整する地産地消コーディネーターの派遣を通じて、納品ルートの確立、地場産物を使ったメニューの開発などを支援。

## ■ 学校給食における地場産物・国産食材の利用状況 (金額ベース)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地場産物	52.7%	—	56.0%	56.5%
国産食材	87.0%	—	89.0%	89.2%

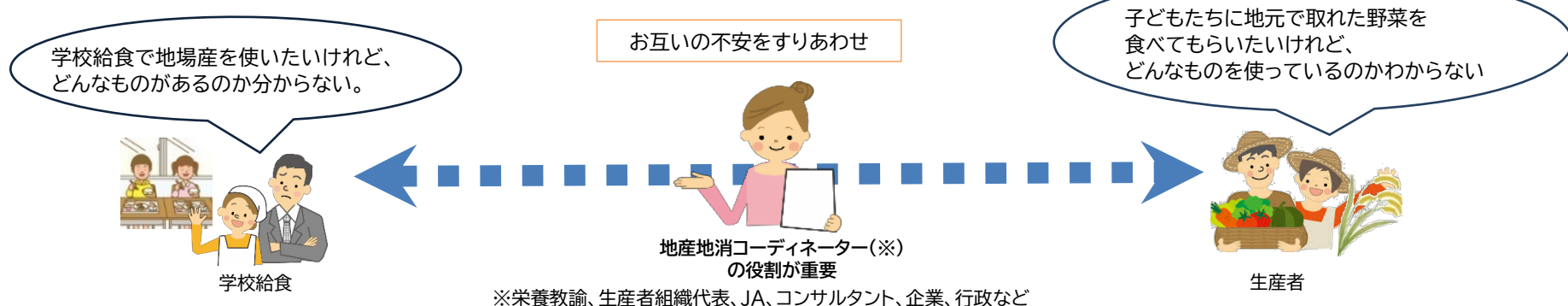
<資料>学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省)  
 (注1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の調査は未実施  
 (注2)令和元年度以降、食材数ベースから金額ベースに調査方法を変更

## ■ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合



(※)第4次食育推進基本計画(令和3年3月策定)にて、「学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを旨とする」とする目標を設定

## ■ 地産地消コーディネーター【地域の食の絆強化推進運動事業】



## ● 地産地消コーディネーターの派遣実績

平成28年度:6地区 平成29年度:8地区 平成30年度:7地区 令和元年度:9地区 令和2年度:9地区 令和3年度:12地区 令和4年度:15地区 令和5年度:7地区 (令和3年度、4年度はフォローアップ派遣、ステップアップ派遣(※)を含む)

(※)フォローアップ派遣:過去の派遣先を対象に1名のコーディネーターを1回派遣  
 ステップアップ派遣:通常派遣の選定外となった応募者(希望者のみ)に1名のコーディネーターを1回派遣



## 【事例：静岡県袋井市】

### (1)現状と課題

袋井市では、主要10品目を対象に、市場に出荷していない小規模農家から全量買い取りを行うこと等により地場産農産物を確保し、学校給食における地場産物の活用を積極的に推進してきたが、その一方で、学校給食で使用できない規格外品の取り扱いが課題となっていた。

### (2)取組内容

平成29年度に、給食センターに食材を納入するNPO法人へコーディネーターを派遣し、規格外品への対応として、

- ①規格外品でも使える献立づくり  
(コロッケ(玉ねぎ、じゃがいも)、ピューレ(大玉トマト)、  
切り干し大根(大根))
- ②給食以外の販路の確保・加工商品の開発  
を実施した。

### (3)取組の効果

○地場産物の取引金額が10.1倍に！農家の所得向上にも貢献！  
350万円(平成24年度)→ 3,526万円(令和4年度)

○地場産物使用割合(主要10品目重量ベース)が3.7倍に！  
13.8%(平成24年度)→ 51.6%(令和4年度)

○地場産物(米以外)の通年使用が実現！  
14日使用(平成17年度)→ 194日(令和4年度)  
※ 年間給食日数:平成17年度190日  
令和4年度 194日





## 【事例：社会福祉法人悠久会】

### (1)現状と課題

地元農林漁業者とのつながりがなく、市内の農産物の生産の現状や食材の入手方法等についての情報を得ることが難しく、地場産活用を進めるにあたって課題となっていた。

### (2)取組内容

この状況に対し、令和4年度にコーディネーターを派遣し、

①行政の農政担当者等を交えた意見交換会を実施し、島原市における農産物の現状や直売所の情報を把握

②生産者や直売所を訪問し、直接食材納入等を相談、旬の地場産食材や加工品で地産地消の献立の作成を実施した。



### (3)取組の効果

①島原半島産食材の使用品目が1.7倍に増加！  
27品目(令和3年度)→45品目(令和4年度)

②県内産食材の使用割合が1.4倍に増加！  
56%(令和3年度)→80%(令和4年度)

②悠久会地産地消ガイドラインの作成！





# 地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用推進(支援事業)



農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

## 農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

### <対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

### <事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
  - ② 新商品開発・販路開拓の取組
  - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
  - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
  - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

#### 2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組や高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。

② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

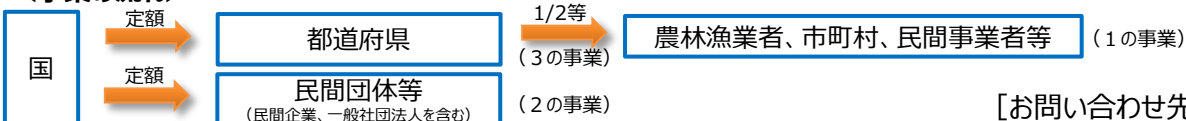
【事業期間：1年間、交付率：定額】

#### 3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 農山漁村発イノベーション推進支援事業

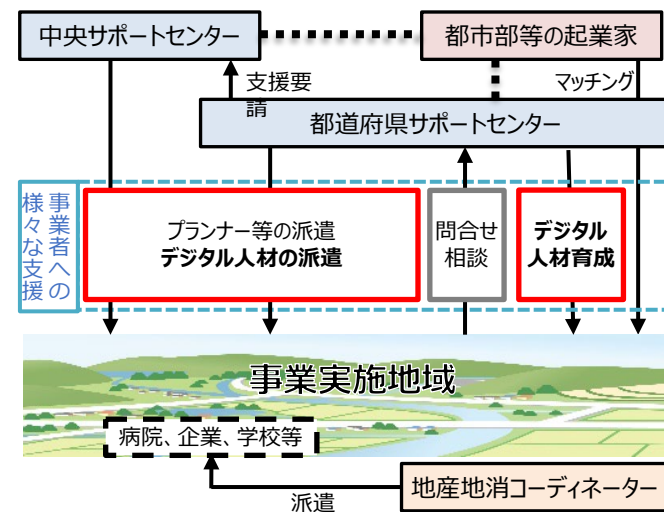


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

#### 農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

# 地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用推進(支援事業)

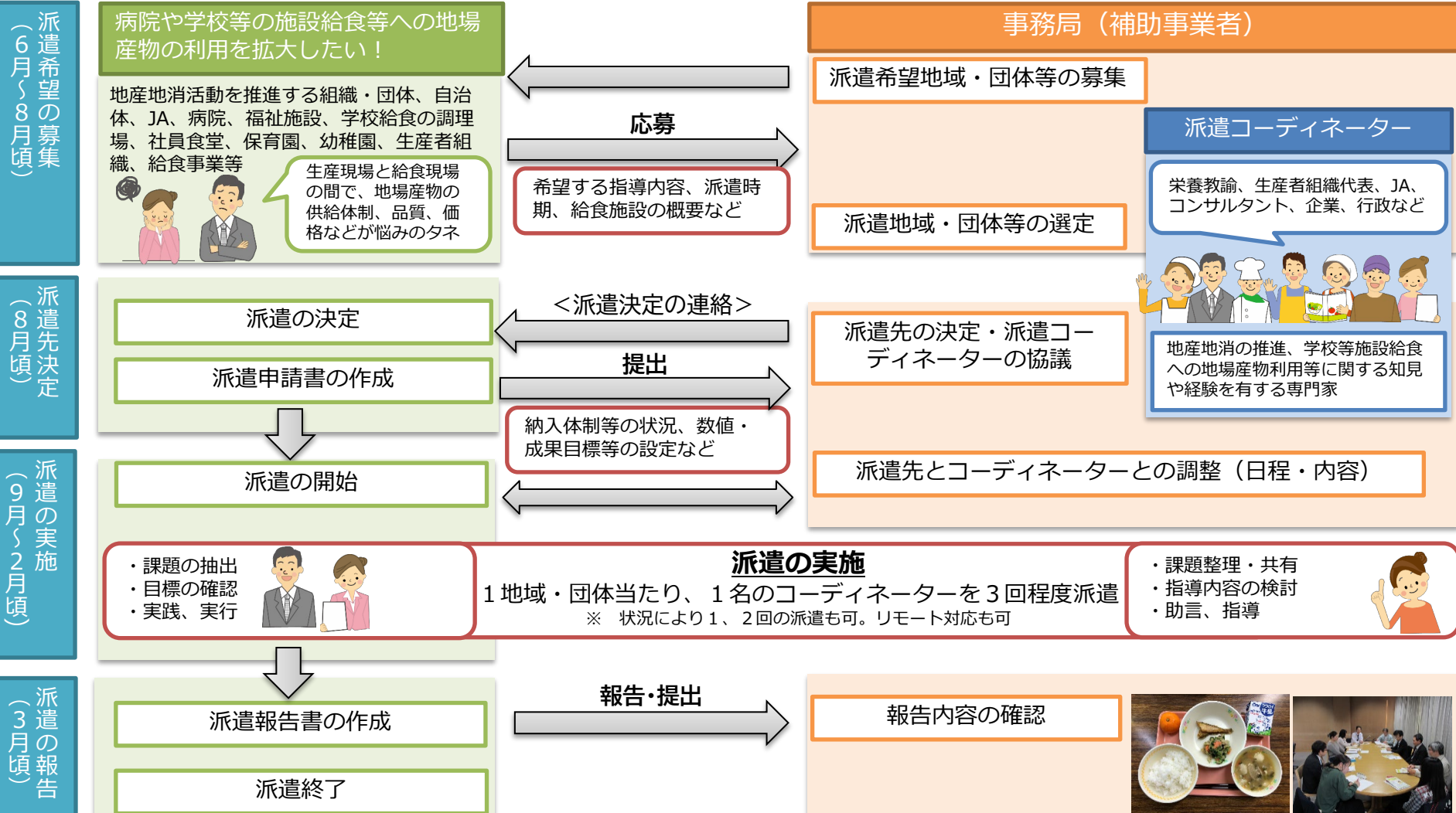


## 地産地消コーディネーターの派遣・育成

農山漁村発イノベーション中央サポート事業（地域の食の絆強化推進運動事業）

施設給食に地場産物を安定的に供給する体制整備等の支援を目的に、地場産物利用を進めるに当たって課題を持つ地域・団体等に、課題解決に向けた助言・指導を行う専門家（地産地消コーディネーター）を派遣します。

### <派遣の流れ>



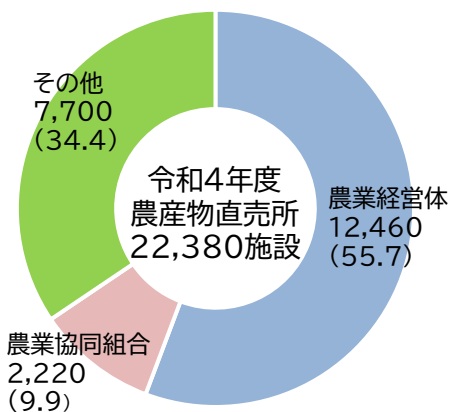
※ コーディネーターの派遣のほか、コーディネーター育成のための研修も本事業で実施します。

# 地産地消の取組の状況 ②直売所の現状について

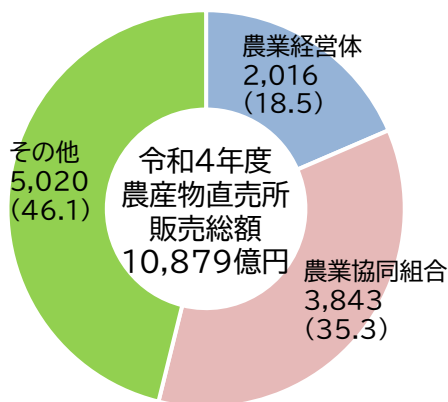


- 地域の農産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約22,400ヶ所、年間総販売額は約1.1兆円。
- 運営主体別販売総額をみると、直売所数全体の55.7%を占める農業経営体の販売総額の割合は18.5%に対し、全体の9.9%である農業協同組合が35.3%。
- 1直売所当たりの販売金額について、農業協同組合の約1億7千万円に対し、農業経営体は約1,600万円。
- 直売所の年間販売金額における地場産商品の割合は約9割。

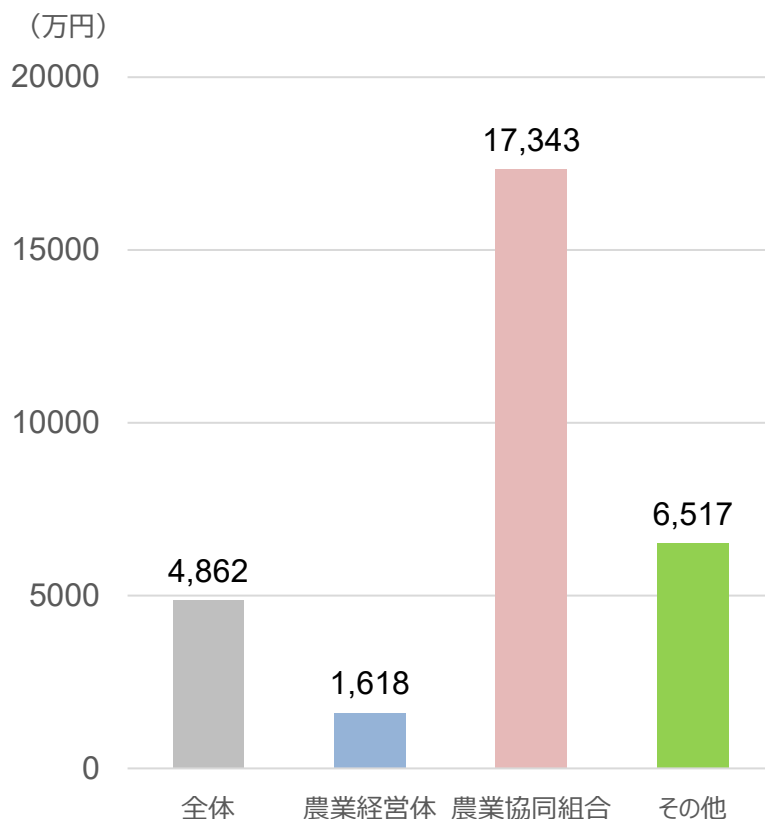
<運営主体別の農産物直売所数>



<運営主体別販売総額>

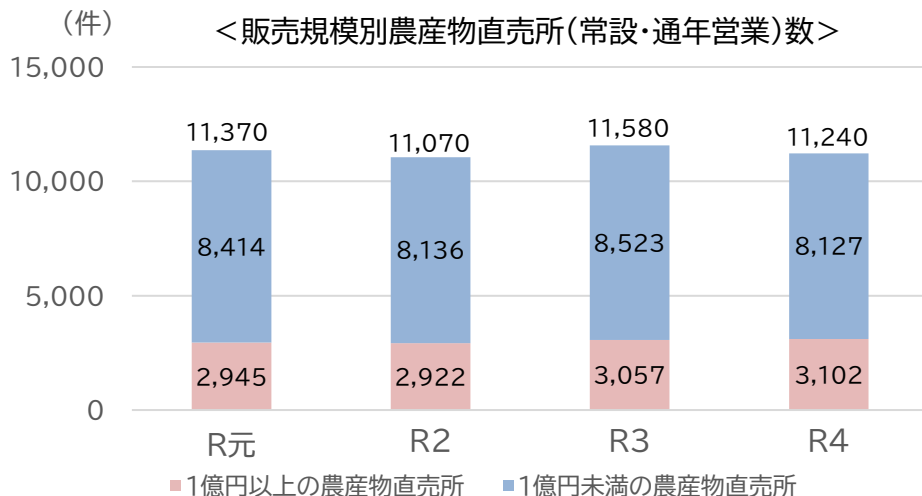


<1直売所当たり年間販売金額(令和4年度)>



※四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある

<販売規模別農産物直売所(常設・通年営業)数>



資料:農林水産省統計部「6次産業化総合調査」





○ 地域の農林水産物の利用を促進するため、都道府県及び市区町村においては、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」(促進計画)を策定するよう努めることとされており(※)、令和5年9月末現在、45都道府県、1,593市区町村(約9割)で策定されているところ。

(※)「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条第1項より

## 【都道府県及び市区町村における促進計画の策定状況】 (令和5年9月末現在)

区 分	都道府県	市区町村
策定している	45(95.7%)	1,593 (91.5%)
策定していない	2 (4.3%)	148 (8.5%)
合 計	47(100.0%)	1,741(100.0%)

注1:農林水産省調べ

独立して促進計画が定められている場合のほか、地域振興計画、農業振興ビジョン、食育推進計画、その他の行政計画の中に、地域の農林水産物の利用の促進に関する事項が記載されている場合には、「策定している」として計上。

注2:「策定していない」の内、2県及び62市町村については、今後策定を予定。



## ○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)(平成22年12月3日法律第67号)

(地産地消関係)

### 「第3章 地域の農林水産物の利用の促進」の概要

#### 1. 基本理念(第26条～第33条)

- ①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

#### 2. 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定(第40条、41条)

#### 3. 国及び地方公共団体による必要な支援の実施(第42条～第50条)

## ○ 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(令和3年4月1日農林水産省告示第475号)(地産地消関係抜粋)

### 「第2章 地域の農林水産物の利用の促進」の概要

#### 1. 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

都道府県及び市町村は、本基本方針や地域の実情を踏まえて、地域の農林水産物の利用についての促進計画を策定するよう、努める。

#### 2. 目標に関する事項

- ①通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、令和7年度までに50%以上(令和元年度:26%)とすることを旨とする。
- ②学校給食における地場産物を使用する割合及び国産の食材を使用する割合について、食育推進基本計画に定める目標(現状値(令和元年度)よりも維持・向上した都道府県の割合(金額ベース):令和7年度までに90%以上)を達成することを旨とする。
- ③農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数の合計を令和7年度までに1,540万人とすることを旨とする。

#### 3. 直売所・道の駅・マルシェ等を活用した直売の取組や学校給食・企業等の食堂・外食産業等における地域の農林水産物の利用の促進、地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保、体験活動等を通じた食育の推進、環境への負荷の低減等について、国及び地方公共団体が具体的な施策を講ずるよう努めることにより、地域の農林水産物の利用を促進。

#### 4. 多様な国民運動と連携し、地域の農林水産物の利用の促進に対する国民の参加を促進。



- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について  
(平成23年3月29日総合食料局長、生産局長、農村振興局長、国土交通省都市局長通知)

## 「第5 都道府県及び市町村の促進計画関係」の概要

1. 都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施するため、上記基本方針を勘案するとともに、その区域の実情を踏まえ、促進計画を定めるよう努めなければならない。
2. 都道府県及び市町村が促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。同時に、都道府県は、促進計画を定め、若しくはこれを変更した旨の通知を受けたときは、これを地方農政局長等に通知することが望ましい。

- 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 食料の安定供給の確保に関する施策

#### (3)消費者と食・農とのつながりの深化

##### ① 食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大

消費者や食品関連事業者に積極的に国産農産物を選択してもらえるよう、農林漁業体験、農泊、都市農業、地産地消などの取組間の連携強化により消費者と農業者・食品関連事業者との交流を進め、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図る。また、食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら食育を推進するとともに、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開する。その際、学校等教育関係者、農業者、食品関連事業者、ボランティア等の多様な関係者が協働した取組を促進し、食育を効果的に推進する。

国産農産物の消費拡大につなげるため、地域の農産物の安定供給体制を構築することを通じ、学校や病院等施設の給食における地産食材の活用や地産地消を推進する。